

(共産党)

長時間労働の規制についての意見書（案）

多様な働き方ができる社会になった反面、国際競争力維持のため雇用規制を緩和した結果、正規雇用と非正規雇用の間で賃金・待遇などの格差が広がっており、労働環境の整備がいま求められている中で、長時間労働の抑制は喫緊の課題の一つである。内閣府経済社会総合研究所の研究者及び外部研究者によって行われた研究成果のとりまとめを見ても、1週間の労働時間が75時間を超える労働者のうち、男性の6割以上、女性では8割近くが「過労死不安」を感じているとの結果が出ており、過労死と長時間労働は切り離しては考えられない。

労働基準法では、1日及び1週の労働時間並びに休日日数を定めているが、同法第36条の規定により、時間外労働・休日労働協定、いわゆる36協定を締結し、労働基準監督署長に届ければ、法定労働時間を超える長時間労働や時間外労働、休日労働を認めるものとなっている。36協定でも「限度時間」が示されてはいるが強制力はなく、特別条項と呼ばれる「抜け穴」があり、残業時間は事実上青天井になっている。

多様な働き方として国会で検討されている裁量労働制については、労働省告示第154号で、時間外労働時間は1年間で360時間以内、1か月間では45時間以内と基準が示されているものの、労働基準法には時間外労働時間の上限が明記されていない。また、ヨーロッパ諸国では導入が進んでいる、終業時間から次の始業時間までの間隔の最短時間を規制する勤務間インターバル規制は、過重労働の防止につながるものと期待されている。

よって、国におかれては、長時間労働の規制を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 労使協定による労働時間の延長について、上限規制を設けるなど、時間外労働の上限を法律で規制すること
- 2 次の勤務時間まで一定の連続した休息時間を保障する勤務間インターバル規制を新たに導入すること
- 3 裁量労働制については、会社内及び会社外での時間外労働時間を使用者が把握・記録し、労働省告示第154号で定める時間を超えないよう義務付けること
- 4 事業所ごとに「労働時間管理簿」などを作成することや、厚生労働大臣が法令違反した者の名前や違反内容などを公表することを義務付けること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議長名